

## 議員発議案第5号

### 宮崎カーフェリー株式会社への貸付に係る附帯決議

宮崎カーフェリー株式会社（以下「会社」という。）は、フェリー船舶の老朽化や、昨今の旅客・貨物ニーズへ対応するため、新船の建造を計画しているが、設立間もなく、自己資金の蓄積が十分ではないことなどから、建造費を金融機関からの資金調達で賄うことができず、行政支援を要請しているところである。

この要請に関連して、県当局から、新船建造資金として40億円を貸し付ける旨の議案が今議会に提出された。

これを受け、本県議会は、今後の会社の収支の見通しを始め、貸し付け金額の根拠等について、参考人招致も行うなど慎重かつ綿密に審議を重ね、様々な議論がなされたところである。

一方、本県は、関東・関西などの大消費地から遠隔地にあるため、本県経済の持続的な発展を図っていくためには、長期的かつ安定的に長距離輸送を確保していくことが極めて重要であり、また、トラックドライバーの不足や長時間労働の是正等から、長距離輸送が困難化しつつあるため、その対策として、ドライバーの就労条件を改善するとともに大量輸送能力に優れた長距離フェリー航路への期待は高まっている状況にある。

そのため、今回の新船建造に際しては、船体の安全対策はもちろんのこと、会社の収支計画が着実に達成され、貸付金の返済が確実に行われるよう、会社への貸付に係る債務負担行為の設定に当たって、次の事項を付するものとする。

#### 記

- 1 今後とも宮崎市に対し、会社経営安定化に向けた支援を働きかけること。
- 2 会社に対する金融団の貸付利子の低減を含め、支払利息の圧縮に向け、さらに取り組むこと。
- 3 貸付金が確実に償還されるよう、県は会社に対し徹底した経営指導を行うこと。

以上、決議する。

令和元年12月11日

宮 崎 県 議 会

提出先

宮崎県知事 河 野 俊 嗣